

# 一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

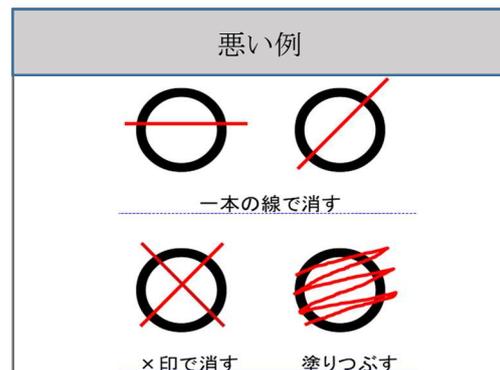
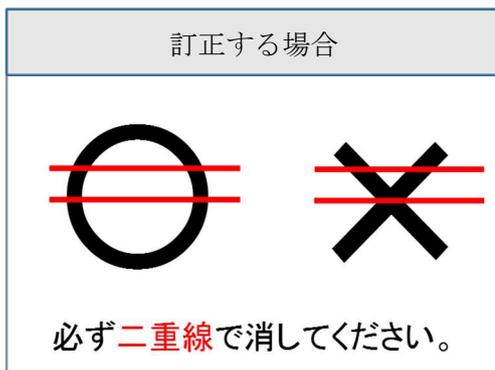
試験実施日 令和7年1月20日

事業者名 \_\_\_\_\_

受験者名 \_\_\_\_\_

## 【注意事項】

1. 試験時間は、45分間です。
2. 解答はボールペンで記載して下さい。
3. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないで下さい。
4. 問題用紙は、表紙を含めて5枚です。
5. 問題用紙は、持ち帰らないで下さい。
6. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。  
なお、試験は不合格となります。



事務処理欄		
		/ 30

中部運輸局

問1 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入して下さい。

- 1 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定める場合、少なくとも運賃及び料金の收受並びに一般旅客自動車運送事業者の責任に関する事項を明確に定めなければならない。  
( )
- 2 一般貸切旅客自動車運送事業の運転者は、乗務中、運行指示書を携行しなければならない。  
( )
- 3 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した時は、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。  
( )
- 4 一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。  
( )
- 5 旅客自動車運送事業者は、運転者が疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置しておかななければならないが、夜間の運転に従事する場合にあっては、この限りでない。  
( )
- 6 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。  
( )
- 7 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。  
( )
- 8 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由のある場合はこの限りでない。  
( )

- 9 一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「一般」と表示しなければならない。  
( )
- 1 0 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。  
( )
- 1 1 一般旅客自動車運送事業者は、やむを得ない理由のある場合は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてもよい。  
( )
- 1 2 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であって国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。  
( )
- 1 3 一般貸切旅客自動車運送事業者は、法令の規定による通知に従い、一般貸切旅客自動車運送適正化機関に対し、負担金を納付する義務を負う。  
( )
- 1 4 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。  
( )
- 1 5 一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車の運行の業務に従事する運転者等に対して当該業務の途中において少なくとも1回対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（当該方法により点呼を行うことが困難である場合にあっては、電話その他の方法）により点呼を行わなければならない。  
( )

問2 次の設問に、法及び規則並びに告示等の文のとおり正しい語句を（ ）に記入して下さい。

- 1 6 旅客自動車運送事業は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して（ ）間保存しなければならない。
- 1 7 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の輸送の安全に関する業務として、事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務に（ ）以上従事した者を安全統括管理者に選任できる。
- 1 8 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその（ ）を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 1 9 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を（ ）に適合するように維持しなければならない。
- 2 0 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎年（ ）までに管轄する地方運輸局長及び地方運輸支局長に輸送実績報告書を提出しなければならない。

問3 以下の各設問の（ ）内に、正しい語句を〔 〕枠内から選択し、記号を記入して下さい。

- 2 1 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事したときは、運転者名等の事項のほか、旅客が乗車した区間を運転者等ごとに記録させ、かつ、その記録を（ ）保存しなければならない。

〔A. 6ヶ月間 B. 1年間 C. 3年間〕

- 2 2 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地（ ）その営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。

〔 A. のいずれもが B. のどちらかが C. に関係なく 〕

- 2 3 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、運賃及び料金並びに（ ）を営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

〔A. 就業規則 B. 運行管理規程 C. 運送約款〕

24 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、( ) 日以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

[A. 15 B. 30 C. 60]

25 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、( ) に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

[A. 運行管理規程 B. 就業規則 C. 事業計画]

26 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者等に対して対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び( ) について報告を求めなければならない。

[A. 運賃の収入 B. 運行の状況 C. 健康の状態]

27 道路運送法の目的は、道路運送の( ) の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することである。

[A. 利用者 B. 事業者 C. 申請者]

28 旅客自動車運送事業者は、( ) に対し、輸送の安全及び旅客の利便を確保するため誠実に職務を遂行するように指導監督しなければならない。

[A. 乗務員 B. 従業員 C. 運行管理者]

29 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員等の氏名等を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において( ) 保存しなければならない。

[A. 6ヶ月間 B. 1年間 C. 3年間]

30 旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第48条各号に掲げる( ) 及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。

[A. 業務の適確な実行 B. 点呼の実施 C. 乗務員の研修]

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題(回答)

試験実施日 令和7年1月20日

- 問1 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入して下さい。
- 1 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定める場合、少なくとも運賃及び料金の收受並びに一般旅客自動車運送事業者の責任に関する事項を明確に定めなければならない。  
(道路運送法第11条) (○)
  - 2 一般貸切旅客自動車運送事業の運転者は、乗務中、運行指示書を携行しなければならない。  
(運輸規則第50条) (○)
  - 3 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した時は、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。  
(道路運送法第23条) (×)
  - 4 一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。  
(道路運送法施行規則第25条) (○)
  - 5 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者が疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置しておかななければならないが、夜間の運転に従事する場合にあっては、この限りでない。  
(運輸規則第21条) (×)
  - 6 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。  
(道路運送法第22条) (○)

- 7 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。  
(運輸規則第7条の2) ( × )
- 8 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由のある場合はこの限りでない。  
(運輸規則第15条) ( ○ )
- 9 一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「一般」と表示しなければならない。  
(道路運送法第95条) ( × )
- 10 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。  
(道路運送法第30条) ( ○ )
- 11 一般旅客自動車運送事業者は、やむを得ない理由のある場合は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてもよい。  
(道路運送法第33条) ( × )
- 12 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であって国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。  
(運輸規則47条の7) ( ○ )
- 13 一般貸切旅客自動車運送事業者は、法令の規定による通知に従い、一般貸切旅客自動車運送適正化機関に対し、負担金を納付する義務を負う。  
(道路運送法第43条の15) ( ○ )
- 14 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。  
(道路運送法第30条) ( ○ )
- 15 一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用

自動車の運行の業務に従事する運転者等に対して当該業務の途中において少なくとも1回対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（当該方法により点呼を行うことが困難である場合にあっては、電話その他の方法）により点呼を行わなければならない。

(運輸規則第24条) (○)

問2 次の設問に、法及び規則並びに告示等の文のとおり正しい語句を( )に記入して下さい。

16 旅客自動車運送事業は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して( 1年 )間保存しなければならない。(運輸規則第3条)

17 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の輸送の安全に関する業務として、事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務に( 3年 )以上従事した者を安全統括管理者に選任できる。(運輸規則第47条の5)

18 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその( 更新 )を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。(道路運送法第8条)

19 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を( 保安基準 )に適合するように維持しなければならない。(道路運送車両法第47条)

20 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎年( 5月31日 )までに管轄する地方運輸局長及び地方運輸支局長に輸送実績報告書を提出しなければならない。(報告規則第2条)

問3 以下の各設問の( )内に、正しい語句を[ ]枠内から選択し、記号を記入して下さい。

21 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事したときは、運転者名等の事項のほか、旅客が乗車した区間を運転者等ごとに記録させ、かつ、その記録を( C )保存しなければならない。(運輸規則25条)

[A. 6ヶ月間 B. 1年間 C. 3年間]

- 2 2 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地（ A ）その営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。（道路運送法第20条）  
〔 A. のいずれもが B. のどちらかが C. に関係なく 〕
- 2 3 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、運賃及び料金並びに（ C ）を営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。（道路運送法第12条）  
〔A. 就業規則 B. 運行管理規程 C. 運送約款〕
- 2 4 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、（ B ）日以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。（事故報告規則第3条）  
〔A. 15 B. 30 C. 60〕
- 2 5 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、（ C ）に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。（道路運送法第16条）  
〔A. 運行管理規程 B. 就業規則 C. 事業計画〕
- 2 6 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者等に対して対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び（ B ）について報告を求めなければならない。（運輸規則第24条）  
〔A. 運賃の収入 B. 運行の状況 C. 健康の状態〕
- 2 7 道路運送法の目的は、道路運送の（ A ）の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することである。（道路運送法第1条）  
〔A. 利用者 B. 事業者 C. 申請者〕
- 2 8 旅客自動車運送事業者は、（ B ）に対し、輸送の安全及び旅客の利便を確保するため誠実に職務を遂行するように指導監督しなければならない。（運輸規則第2条）  
〔A. 乗務員 B. 従業員 C. 運行管理者〕
- 2 9 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員等の氏名等を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において（ C ）保存しなければならない。（運輸規則第26条の2）  
〔A. 6ヶ月間 B. 1年間 C. 3年間〕

- 30 旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第48条各号に掲げる（ A ）及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。（運輸規則第48条の3）
- 〔A. 業務の適確な実行 B. 点呼の実施 C. 乗務員の研修〕